

四日市市告示第 3 4 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号、以下「法」という。）第 2 4 条の 3 2 第 2 項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成 15 年四日市市規則第 17 号、以下「細則」という。）第 2 3 条第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、法第 2 4 条の 3 7 第 2 項及び細則第 2 4 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 7 日

四日市市長 森 智広

1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社四季の郷

三重県四日市市白須賀 2 丁目 1 1 - 4

2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地

相談支援事業所 四季の郷富田

三重県四日市市白須賀 2 丁目 1 1 - 4

3 廃止年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日

4 事業の主たる対象者

特定なし

5 事業所番号

2 4 7 0 2 0 0 6 4 9

（こども未来部 こども発達支援課）